

自動車・交通

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
自動車運転 免許取得費 の 助 成	身体障がい者が運転免許を取得する際に、自動車学校での学習基本課程までの費用の一部を助成するものです。 なお、条件として年度内（3月31日まで）の免許取得が条件となり、年度を過ぎると補助ができなくなります。 【対象者】 身体障害者手帳において1級から4級の認定を受け、その障がいが下記に該当する人 ●肢体不自由 ●聴覚、音声、言語及びそしゃく機能の障がい ●内部障がい（心臓機能障がいは除く） 【助成額】 100,000円を限度として助成	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 923-1111 Fax923-5230
自動車改造 費 の 助 成	身体障害者手帳の交付を受けた人が、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、その改造費を助成しています。 なお、所得額により助成対象にならない場合があります。 ※ 必ず改造を行う前に申請してください 【助成限度額】 100,000円 【申請に必要なもの】 ①申請書、同意書（市生活福祉課にあります） ②印鑑 ③改造個所がわかる写真及び見積書 ④運転免許証及び車検証の写し	

事 業 名	内 容	お問い合わせ 申し込み																												
駐 車 禁 止 規 制 除 外 措 置	身体障がい者などの使用する自動車は、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けると、駐車禁止の場所でも他の交通の妨げにならない限り駐車できます。（ただし、法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所などは除きます。）	筑紫野警察署 交通課 筑紫野市上古賀 1-1-1 ☎ 929-0110 【申請場所】 住民票のある自治体を管轄している警察署																												
	【対象者】																													
	<table><tr><th>障がいの種類など</th><th>障がいの程度</th></tr><tr><td>視覚障がい</td><td>1～3 級、4 級の 1</td></tr><tr><td>聴覚障がい</td><td>2、3 級</td></tr><tr><td>平衡機能障がい</td><td>3 級</td></tr><tr><td>上肢不自由</td><td>1 級、2 級の 1 および 2 級の 2</td></tr><tr><td>下肢不自由</td><td>1～4 級</td></tr><tr><td>体幹不自由</td><td>1～3 級</td></tr><tr><td>運動機能障がい（上肢機能） （一上肢のみに障がいがある場合は除く）</td><td>1、2 級</td></tr><tr><td>運動機能障がい（移動機能）</td><td>1～4 級</td></tr><tr><td>内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸）機能障がい</td><td>1、3 級</td></tr><tr><td>免疫機能障がい</td><td>1～3 級</td></tr><tr><td>肝臓機能障がい</td><td>1～3 級</td></tr><tr><td>療育手帳</td><td>重度</td></tr><tr><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>1 級</td></tr></table>		障がいの種類など	障がいの程度	視覚障がい	1～3 級、4 級の 1	聴覚障がい	2、3 級	平衡機能障がい	3 級	上肢不自由	1 級、2 級の 1 および 2 級の 2	下肢不自由	1～4 級	体幹不自由	1～3 級	運動機能障がい（上肢機能） （一上肢のみに障がいがある場合は除く）	1、2 級	運動機能障がい（移動機能）	1～4 級	内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸）機能障がい	1、3 級	免疫機能障がい	1～3 級	肝臓機能障がい	1～3 級	療育手帳	重度	精神障害者保健福祉手帳	1 級
	障がいの種類など		障がいの程度																											
	視覚障がい		1～3 級、4 級の 1																											
	聴覚障がい		2、3 級																											
	平衡機能障がい		3 級																											
	上肢不自由		1 級、2 級の 1 および 2 級の 2																											
	下肢不自由		1～4 級																											
	体幹不自由		1～3 級																											
	運動機能障がい（上肢機能） （一上肢のみに障がいがある場合は除く）		1、2 級																											
	運動機能障がい（移動機能）		1～4 級																											
	内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸）機能障がい		1、3 級																											
	免疫機能障がい		1～3 級																											
	肝臓機能障がい		1～3 級																											
療育手帳	重度																													
精神障害者保健福祉手帳	1 級																													
※ 身体に障がいがある人などのうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める人も対象となります。																														
【申請に必要なもの】																														
① 申請書（警察署にあります）																														
② 障がい者手帳のコピー 2部 （顔写真、等級、障がい名がわかるページが必要）																														
③ 住民票 2部（発行日から3か月以内のもの） ※③は原本1部、コピー1部可 ※警察署で②、③のコピーはできません。																														
【代理人が申請する場合は追加で必要】																														
④ 申請者との続柄が確認できるもの、又は委任状等																														

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
福祉車両 の貸出	筑紫野市社会福祉協議会では、歩行が著しく困難な人、車いすの人を病院などに送迎することが、公共交通機関では困難な人のために、車いすのまま乗車できる車両の貸出を行っています。 【貸出期間】 最大２泊３日まで（予約制です）。	筑紫野市社会福祉協議会 筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎ 920-8008



事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み																																																							
ふくおか・まごころ 駐 車 場	障がいのある人や高齢の人、妊産婦の人など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、公共施設、店舗などの障がい者専用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。	【窓口】 ・筑紫野市役所 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 923-1111 〈障がい者・難病患者・けが人〉 生活福祉課 障がい者福祉担当 〈高齢者〉 高齢者支援課 〈妊産婦〉 こども家庭課 こども健康担当 （直通） ☎ 923-1115 ・筑紫保健福祉環境事務所 社会福祉課 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内 ☎513-5626 【郵送の場合】 福岡県福祉労働部 障がい福祉課 社会参加係 宛 〒 818-8577 福岡市博多区東公園 7-7 ☎ 643-3264 FAX 643-3304																																																							
	【対象者】																																																								
	●身体障がい者																																																								
	<table><tr><td colspan="2">視覚障がい</td><td>4 級以上</td></tr><tr><td colspan="2">聴覚障がい</td><td>3 級以上</td></tr><tr><td colspan="2">平衡機能障がい</td><td>5 級以上</td></tr><tr><td rowspan="4">肢 体 不 自 由</td><td>上肢</td><td>2 級以上</td></tr><tr><td>下肢</td><td>6 級以上</td></tr><tr><td>体幹</td><td>5 級以上</td></tr><tr><td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい</td><td><table><tr><td>上肢機能</td><td>2 級以上</td></tr><tr><td>移動機能</td><td>6 級以上</td></tr></table></td></tr><tr><td colspan="2">心臓機能障がい</td><td rowspan="6">4 級以上</td></tr><tr><td colspan="2">じん臓機能障がい</td></tr><tr><td colspan="2">呼吸器機能障がい</td></tr><tr><td colspan="2">ぼうこうまたは直腸機能障がい</td></tr><tr><td colspan="2">小腸機能障がい</td></tr><tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td></tr><tr><td colspan="2">肝臓機能障がい</td></tr><tr><td colspan="3">●知的障がい者 ：療育手帳Aの人</td></tr><tr><td colspan="3">●精神障がい者 ：精神障害者保健福祉手帳 1 級の人</td></tr><tr><td colspan="3">●難病患者 ：特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者または小児慢性特定疾患医療受給者</td></tr><tr><td colspan="3">●高齢者 ：介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上</td></tr><tr><td colspan="3">●妊産婦</td></tr><tr><td colspan="3">●けがをされた人も、身分証明書（免許証など）および診断書の提出により交付されることがあります。詳細は問い合わせください。</td></tr></table>		視覚障がい		4 級以上	聴覚障がい		3 級以上	平衡機能障がい		5 級以上	肢 体 不 自 由	上肢	2 級以上	下肢	6 級以上	体幹	5 級以上	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	<table><tr><td>上肢機能</td><td>2 級以上</td></tr><tr><td>移動機能</td><td>6 級以上</td></tr></table>	上肢機能	2 級以上	移動機能	6 級以上	心臓機能障がい		4 級以上	じん臓機能障がい		呼吸器機能障がい		ぼうこうまたは直腸機能障がい		小腸機能障がい		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		肝臓機能障がい		●知的障がい者 ：療育手帳Aの人			●精神障がい者 ：精神障害者保健福祉手帳 1 級の人			●難病患者 ：特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者または小児慢性特定疾患医療受給者			●高齢者 ：介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上			●妊産婦			●けがをされた人も、身分証明書（免許証など）および診断書の提出により交付されることがあります。詳細は問い合わせください。		
	視覚障がい		4 級以上																																																						
	聴覚障がい		3 級以上																																																						
	平衡機能障がい		5 級以上																																																						
	肢 体 不 自 由		上肢	2 級以上																																																					
			下肢	6 級以上																																																					
			体幹	5 級以上																																																					
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		<table><tr><td>上肢機能</td><td>2 級以上</td></tr><tr><td>移動機能</td><td>6 級以上</td></tr></table>	上肢機能	2 級以上	移動機能	6 級以上																																																			
上肢機能	2 級以上																																																								
移動機能	6 級以上																																																								
心臓機能障がい		4 級以上																																																							
じん臓機能障がい																																																									
呼吸器機能障がい																																																									
ぼうこうまたは直腸機能障がい																																																									
小腸機能障がい																																																									
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい																																																									
肝臓機能障がい																																																									
●知的障がい者 ：療育手帳Aの人																																																									
●精神障がい者 ：精神障害者保健福祉手帳 1 級の人																																																									
●難病患者 ：特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者または小児慢性特定疾患医療受給者																																																									
●高齢者 ：介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上																																																									
●妊産婦																																																									
●けがをされた人も、身分証明書（免許証など）および診断書の提出により交付されることがあります。詳細は問い合わせください。																																																									

有料道路通行料金の割引

内 容			お問い合わせ 申し込み
区分	対象者	割引	
障がい者本人が運転される場合	身体障害者手帳の交付を受けている人	5 割引	
本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合	身体障害者手帳または療育手帳に「第1種」と記載されている人		
【新規で申請するときに必要なもの】			【窓口】 筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 923-1111
・身体障害者手帳または療育手帳			

タクシー料金の割引・助成

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
タクシー料金の割引	身体障がい者および知的障がい者、精神障がい者がタクシーを利用した場合に、手帳を提示することにより料金の一割が引きとなります。 ※ 精神障がい者については、福岡市タクシー協会に加盟している各タクシー会社、その他申請の届を行っている会社のみとなります。	ご利用される タクシー会社
福祉タクシー 料金助成	在宅の重度障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付しています。 （入院中の人・施設入所中の人とは交付対象外です。） ※ 利用できるタクシー会社が決まっていますので、詳しくはお尋ねください。 【対象者】 ●身体障害者手帳の交付を受けている人で、 *視覚障がい 1 級・2 級 *肢体不自由（下肢・体幹）1 級・2 級 *肢体不自由（下肢・体幹）または平衡機能障がい 3 級以下で、他の障がいとの重複により総合等級が 1 級・2 級 *心臓またはじん臓機能障がい 1 級 *呼吸器機能障がい 1 級 *ぼうこうまたは直腸機能障がい 1 級 *小腸機能障がい 1 級 *免疫機能障がい 1 級・2 級 *肝臓機能障がい 1 級・2 級 ●療育手帳 A 判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級の人 【助成額】 1 枚あたり 500 円 ※ 1 乗車につき 2 枚まで利用できますが、乗車料金が 1,000 円に満たない場合は 1 枚のみ利用可能です。 【交付枚数】 年間 66 枚 【申請に必要なもの】 障がい者手帳 * 広報「ちくしの」で交付時期等をお知らせします。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 923-1111 Fax923-5230

JRの運賃割引

●鉄道

種別	割引対象	乗車券種別	割引率	注 意 事 項
第一種	本人単独	普通乗車券	5 割引	・片道 101km 以上利用の場合に限る
	本人と 介護者同伴	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 (特急券を除く) 定期乗車券	本人・ 介護者 ともに 5 割引	・距離の制限はなし ・介護者は 1 人のみ割引適用 ・小児定期は割引適用なし ・介護者が通学定期の資格を有する場合も通勤定期となる ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入となる
第二種	本人単独	普通乗車券	5 割引	片道 101km 以上利用の場合に限る
	本人(12 歳 未満に限る) と介護者同伴	定期乗車券	本人・ 介護者 ともに 5 割引	・距離の制限はなし ・介護者は 1 人のみ割引適用 ・小児定期は割引適用なし ・介護者が通学定期の資格を有する場合も通勤定期となる ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入となる

●一般路線バス

種別	割 引 対 象	割 引 率	注 意 事 項
身体・知的 第 1 種、第 2 種 精神 1 級・2 級	本人(介護者同伴 の場合は介護者を 含む)	普通運賃の 5 割引 (10 円未満は四捨 五入)	・介護者の割引適用は、同便かつ 同区間の利用に限る ・介護者は 1 人のみ割引適用
精神 3 級	本人		

●高速バス(精神障がい者割引はフェニックス号、桜島号のみ対象)

等級	割 引 対 象	割 引	注 意 事 項
第 1 種	本人(介護者同伴 の場合は介護者を 含む)	普通運賃の 5 割引 (10 円未満は四捨五 入)	・介護者の割引適用は、同便かつ 同区間の利用に限る ・介護者は 1 人のみ割引適用
第 2 種	本人		

※ 精神保健福祉手帳 1 級の方は第 1 種、精神保健福祉手帳 2 級・3 級の方は第 2 種となります

※ 本人確認が必要です。駅みどりの窓口かバスチケットセンター、旅行代理店でのご購入となります。

※ 係員から請求があれば、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示下さい。ご乗車の際は、手帳を携帯していただきますようお願いいたします。

※ 介護者の運賃割引については、運行会社において介護者を必要と認める場合に限りです。

【本制度に関するお問合せ】

JR 各駅窓口、または電話案内センター(TEL:0570-04-1717) 9:00~17:30

西鉄電車・バスの運賃割引

	種別	対象者の別		普通乗車券 回数乗車券	定期乗車券
鉄 道	第一種 身体・知的・精神障がい者	大人	本人	5 割引	5 割引
			介護者		大人通勤に限り 5 割引
		子ども	本人		—
			介護者		大人通勤に限り 5 割引
	第二種 身体・知的・精神障がい者	大人	本人	5 割引	—
			介護者	—	
		子ども	本人	5 割引	—
			介護者	—	大人通勤に限り 5 割引

※ こどもは、12 歳未満。

※ きっぷをお求めの際は、本人確認が必要です。身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示下さい。

※ 自動券売機でお求めの際は、割引ボタンを押して下さい。係員が本人確認を行います。（駅員無配置駅ではご購入できません。）

※ 係員から請求があれば、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示下さい。ご乗車の際は、手帳を携帯していただきますようお願いいたします。

※ 介護者の運賃割引については、運行会社において介護者を必要と認める場合に限りです。

	種別	対象者の別		ＩＣカード 普通乗車券 現金	定期券
バ ス	第一種 身体・知的・精神障がい者	大人	本人	5 割引	5 割引
			介護者		通勤定期券の 5 割引
		子ども	本人		—
			介護者		通勤定期券の 5 割引
	第二種 身体・知的・精神障がい者	大人	本人	5 割引	5 割引
			介護者	—	—
		子ども	本人	5 割引	—
			介護者	—	通勤定期券の 5 割引

※ こどもは、12 歳未満。

※ 係員から請求があれば、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示下さい。ご乗車の際は、手帳を携帯していただきますようお願いいたします。

※ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人については、高速バスは一部のみ対象路線。

※ 身体障がい者が 6 才未満の場合、身体障がい者の乗車券（現金乗車を含む）を購入（使用）する時に限り、介護者の人についても割引が適用できます。

※ 介護者の運賃割引については、運行会社において介護者を必要と認める場合に限りです。

【西日本鉄道株式会社による割引制度に関するお問合せ】

西鉄各駅、または西鉄お客様センター（TEL：0570-00-1010） 8：00～20：00（年中無休）

福岡市地下鉄の運賃割引

割 引 対 象	割 引	注 意 事 項
身体障害者手帳 1～3 級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	本人・介護者とも 5 割引 (小児は小児料金から 5 割引)	- 乗車券購入時や改札通過時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示を求められることがあります - 介護者の運賃割引については、運行会社において介護者を必要と認める場合に限り
身体障害者手帳 4～6 級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2, 3 級	本人のみ 5 割引 (小児は小児料金から 5 割引)	

【本制度に関するお問合せ】

福岡市地下鉄各駅、またはお客様サービスセンター（TEL：092-734-7800）

8：00～20：00（年中無休）

（交通運賃の割引制度に関するおことわり）

交通運賃の割引については、各運行会社の定めに基づき実施されています。割引率に関わらない最低運賃の規定や、幼児・乳児が利用する際の割引規定など、詳細については各駅・バスセンター等の窓口や乗務員に確認してください。また、本ガイドブックでは、筑紫野市内にお住まいの人が高い頻度で利用すると考えられる交通機関について抜粋して取り上げ、紹介しています。本ガイドブックに記載されていない交通機関においても運賃割引が実施されている場合がありますので、ご利用の際に、窓口や乗務員にお尋ねください。

船の割引

おおむね第一種身体・知的障がい者については、本人および介護者の運賃が半額、第二種身体・知的障がい者については、本人の運賃が半額です。また、精神障がい者に対する割引制度を導入している会社もあります。ただし、それぞれの会社で取扱いが異なりますので、詳しくは各会社へお問い合わせください。

航空機の割引

身体障害者手帳や療育手帳を、航空券の購入および搭乗手続きの際などに提示されると、本人や介護者について割引が適用されます。また、障がい者割引の適用が精神障がい者まで拡大されている航空会社もあります。割引率や対象者など、各社によって異なりますので、詳しくは各会社へお問い合わせください。